本尊抄と小乗小仏要文

――本門八品正意論に関して――

大平宏龍

目次

一、問題の所在
二、「要文」の書誌
三、「要文」の内容
四、「要文」の系年
五、本尊抄と「要文」
六、結語

一、問題の所在

観心本尊抄研究については種々の方途が考えられる訳であるが、今此処に「小乗小仏要文」（以下『要文』と略称）を採りあげて、それとの関係に於て些か本尊抄をめぐる問題を考察してみたいと考えた理由は、主として次の二点で

ある。

先ず第一に、宗祖御書中に占める本尊抄の位置は既にほゞ確定された感があり、本抄と他の御抄との比較に於て、宗祖の示された法門其の他の研究が進められている事は事実であるが、猶且つ宗祖の御書全般に亘って体系的な研究が為されているとは考え難く、就中、宗祖のメモ・覚え書類、要文抜書類、註経類及び断簡等については未だ研究の余地があると思われる事である。[1] 愚見によれば、此等の御書類の中には決して軽視できない内容を含むものが存するので、即ち当「要文」の如きもその一である。因みに此等の御書類も既に各種御遺文集に収録されており、今日容易に拝見できるのは一に先師のおかげであり感謝にたえない所である。

第二に、日隆聖人教学の根本原則とも云うべきは「本尊抄を能照・能開として宗祖の一切の御書を拝する」ことであり、従って日隆聖人の教学を研究する時、聖人がその御著作の中で依用されておられない御書[2]の内容と、聖人の本尊抄観との対比研究が必須であると考えられるが、この「要文」は恐らく今の場合に妥当し、而も特に注目すべき内容を有しているとみられるのである。

以上の理由からして、いわば本尊抄をめぐる問題の一として、当「要文」を考察したいと考えるが、前述した如く当「要文」の内容は、それがただに本尊抄の所照・所開としての意味だけでなく、むしろ本尊抄の内容と深く関っており、而も私見によれば本尊抄と関連づけて論じた場合に最も「要文」の価値が明確となるのではないかと考えられ、且又その事と併行して、当「要文」の御撰述年代についても、従来の先師の説に若干の疑問が提出され得るものと思われるのである。

ただ遺憾とする点は、本尊抄と「要文」の関係は内容上の推論であり、直接の密接な関係を示す証拠は目下の所皆無であることで、標題を「本尊抄と小乗小仏要文」という如く、「と」という曖昧な助辞を以てしたのも理由はそこ

にある。拙論についての御批判・御教示を賜らばと念ずる次第である。

二、「要文」の書誌

先ず最初に「要文」の書誌的事情を顧みると、次の如くである。

即ち「要文」は、宗祖の御真蹟が中山法華経寺に現存しており、日蓮大聖人御妙判として史料的には第一等の価値を持つものである。今、山中喜八師編「日蓮大聖人御真蹟[3]」目録に拠れば

御宝蔵　中山法華経寺

装　幀　巻子本仕立、全一巻十紙[4]

寸　法　縦一尺〇寸四分、全長一丈五尺〇寸二分

とあり、系年については記載がない。

次に古目録の記載については、中山日常師の常修院本尊聖教事[5]には見えず、正中山三世日祐師の本尊聖教録に「小乗小仏等一巻」[6]とあるのが初見である。浅井要麟師によると、常師目録作製より現存の祐師目録完成までの間は、永仁七年（AD一二九九　AN一八）より文中三年（AD一三七四　AN九三）の間となると云われるが[7]、一方、鈴木一成師[8]によると、「祐師目録」の遺文関係の記事については、常師目録記載分（法華寺分）と日高師伝来分（本妙寺分）とは、当目録に記する年号の康永三年（AD一三四四）以前の収蔵と考えてよく、日祐師追加分中には、それ以後のものがあるようである。「要文」の記事は、本妙寺分であるから、遅くとも康永三年迄に、本妙寺の方へ収蔵されたものと云う事になる。即ち今は鈴木師に従っておきたい。

これ以後の書誌的事情については、便宜上一覧表にすると左の通りである。

本尊抄と小乗小仏要文

明治	37	加藤文雅 編	縮冊遺文続集	収録（系年なし）
大正2～3		神保弁静 編	日蓮聖人御真筆	未収
〃	4	田中智学等編	類纂高祖遺文録	未収
昭和	4	富士派 佐藤慈豊 編	日蓮大聖人御書新集	「附録」に収録（系年なし）
〃	9	浅井要麟 編	昭和新修日蓮聖人遺文全集下巻	収録（系年なし）
〃	16	稲田海素 編	日蓮宗年表	記事あり（系年を文永七年とす。）
〃	16	鈴木一成 編	遺文対照日蓮聖人真蹟目録	記載あり(9)
〃	27	創価学会刊 堀日亨 編	日蓮大聖人御書全集	収録（系年なし）
〃	27～32	立正安国会刊 山中喜八 編	日蓮大聖人御真蹟 巻子分第一四巻	収録（系年なし）
〃	29	立正大学日蓮教学研究所刊	昭和定本日蓮聖人遺文第三巻	「図録」中に収録（系年は文永七年）
〃	39	富士学林刊	日蓮正宗富士年表	記事なし
〃	42	立正安国会刊	日蓮大聖人御真蹟対照録（上巻）	収録（系年を文永六年とす）
〃	47	法華宗宗門史編纂委員会編	法華宗年表	記事あり（系年を文永七年とす）

以上、管見にふれた所をあげたのであるが、此処で注目すべき点は、「要文」が宗祖御親撰として確実なものであり、既に祐師目録に記載されているにも関らず、録内・外共に之を収録せず、日隆聖人の御聖教にも、これに関する記事は恐らくないと拝される事で、「要文」の性格が独立した御著述で無い事にも一由があるかと思われるが、それにしても、殆んど五百年間に亘って正中山に格護せらるるのみで多勢の目にふれる事は無かったのではないかと推理せらるる事である。そして漸く、稲田海素師の御真蹟拝写（明治三五年）(11) の結果として、加藤文雅師により、明治三

七年、初めて縮冊遺文続集一一四頁以下に収録せられた事を想えば、感なきを得ないと言わねばならない。

三、「要文」の内容

「要文」は既に縮冊遺文続集[12]と、昭和定本第三巻図録分[13]に収録されているので、改めて内容にふれる必要も無い訳であるが、後に問題としたい点に関して注意される事柄を纒めておきたい。

まず本抄の題号についてであるが、無論これは宗祖御自撰ではない。前掲の如く、祐師目録では「小乗小仏等」とあるが、縮遺続集以後「小乗小仏要文」に統一されている。即ち最初に小乗と小仏についての宗祖独自の御見解が端的な図解によって示され、次で涌出品の要文に始まる、経文・天台三大部本末等よりの要文が全部で二五ほど列挙せられ、最後に迹仏の因・果の図解がある簡単なものであるが、此の内容よりの自然な命名であると考えられる。

扨て、「要文」の文面を拝する時に注意される第一点は、最初の小乗及び小仏についての図解に関してであるが、宗祖御真蹟の影写本を拝すると、小乗と小仏の図解は別々の意味で書かれたものではなく、統一的な意図の下に御書きになられたのではないかと拝されるのである。それは定遺・縮遺に示された図解ではわからないが、御真蹟では、小乗と小仏の語が極めて近接して書かれている事に気付くからである。故に御真蹟にできるだけ沿った形で拝写してみるならば、次の様になると思われる。

本尊抄と小乗小仏要文

本尊抄と小乘小仏要文

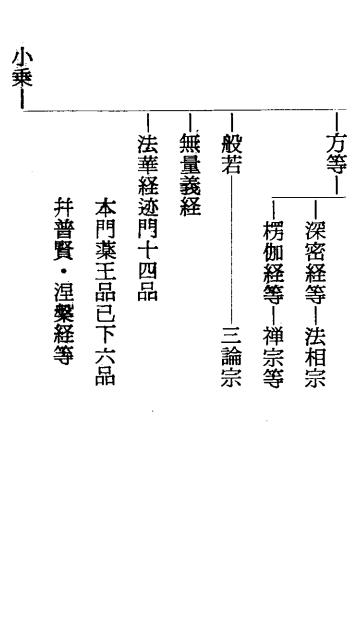

右の図解からして、小乘・小仏それぞれの図解は互いに関係しあっているものと拝される。また此の事は、宗祖御遺文中、殊に本尊抄に於て、

又本門十四品一経有二序正流通一。涌出品半為二序分一。寿量品前後二半此為二正宗一。其余流通分也。論二其教主一非二始成正覚釈尊一。所説法門亦如二天地一。十界久遠之上国土世間既顕一念三千殆隔二竹膜一。(15)

と示されて、経典・経文の判別に仏身観の重要なる事を指南され、就中、所謂法界三段の正宗分を示された箇所では、

自一品二半之外名二小乗教邪教未得道教覆相教一。論二其機一徳薄垢重幼稚貧窮孤露同二禽獣一也。爾前迹門円教尚非二仏因一。何況大日経等諸小乗経。何況花厳真言等七宗等論師人師宗。與論レ之不レ出二前三教一奪云レ之同二蔵通一。設法称二甚深一未レ論二種熟脱一還同二灰断一化無二始終一是也。譬如下雖レ為二王女一懐二妊畜種一其子尚劣中 旃陀羅下。(16)

と示されて、一品二半が簡ばれる所以は種熟脱を説くからであるとされているのを拝すれば、同時に小乗と小仏を簡出された理由が明らかであると思われるのである。一体、此の図解における小乗・小仏の語が、宗祖独自の用例と考えられるのも、此の仏身観に即しての小乗観であるからであるが、(17) 此等は後に更めてふれる事としたい。

次に注意すべきは、小仏の図解中に、本門八品のみが除かれている事で、素直に拝するならば、日蓮聖人の当抄に於ける意図は本門八品が大乗であると云う事に外ならないと考えられる。これは「要文」に於て、特に我々として、最も注目される点であると云わねばならない。これに関しても後に問題とするが、此処では、先にあげた本尊抄の所謂法界三段の正宗分を示された御文と、その「小乗」に簡別する仕方に於ては近似しているけれども、その結果に於て、彼は一品二半、此は本門八品の相違のある事を注意しておきたい。

第三に、小仏の図解では、本門の仏のみが除かれている事に注意されねばならない。これは諸御抄に示される所と同じで何等異とするに足りない事ではあるが、後に迹仏の因果を

―蔵因―三祇百劫菩薩―未断見思
―通因―動逾塵劫菩薩―見思断

本尊抄と小乗小仏要文

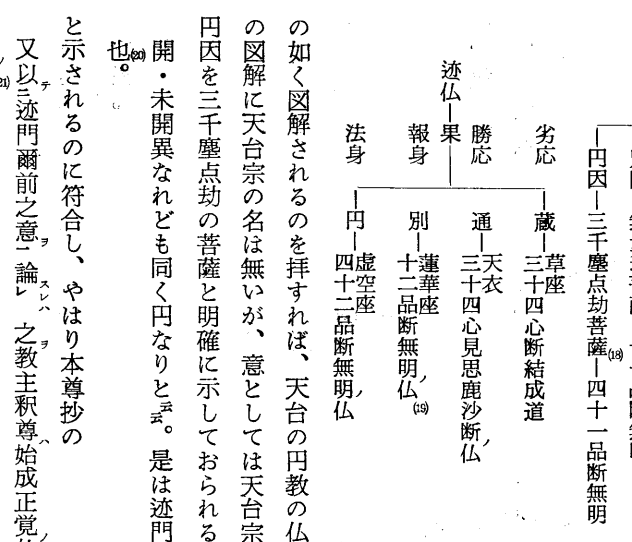

の如く図解されるのを拝すれば、天台の円教の仏因・仏果をも迹仏として本門に簡ばれる（これからすれば先に小乗の図解に天台宗の名は無いが、意としては天台宗をも小乗としておられるのは明らかであろう。）訳であり、迹仏の円因を三千塵点劫の菩薩と明確に示しておられる点にも注目されるが、これは、曾谷殿御返事の

開・未開異なれども同く円なりと云云。是は迹門の心なり。諸経は五味、法華経は五味の主と申法門は本門の法門也。(20)

と示されるのに符合し、やはり本尊抄の

又以迹門爾前之意一論レ之教主釈尊始成正覚仏也。……以本門一疑レ之教主釈尊五百塵点已前仏也。因位又如レ是。(21)

の御文の意と全同である。「要文」の図解で、小仏と迹仏を使い分けておられるのは、約感応の教主と約増勝の仏果とを区別しておられる為であると拝され、小仏とは即ち爾前・迹門の教主の謂であろう。又、小仏とは、小乗・小法

等に類する語であるが、御真蹟断簡に

本門の大法と申は迹門の円仏の大法に対して彼を少法と下ての大法なり、所謂天台云或迹門小法といゐ、或小仏とゆゐ、或妙楽云或迹門円人畜生とゆう。[22]

とある如く、恐らく之に類する意をもって使用されたものであろうと拝される。然しその意味する所は、宗祖独自の内鑒の辺である。

第四に、中間の所謂要文類についてであるが、その最初に涌出品略開近顕遠の偈頌の冒頭の文と、玄義第七巻の本説法妙の御文とを特別に出して、其の後に迹仏の標題の下に、華厳経乃至法華経の八経の要文が、あげられ、次でそれに関連した天台三大部本末、寿量品等の要文をあげておられるのである。[23] 此の場合の迹仏とは、文字通り本仏に対する垂迹仏の意であろう。而して此等の諸文は、阿含・浄名等の経に示された爾前・迹門の教主の迹仏である根拠と、それに対する本末書等による所以、また寿量品の仏の他に簡ぶ所以などの御文等をあげ、最後に玄義の七の「今払迹指本本時所栖四土者是本国土妙也」等の文をあげておられる。此等の御文は終始一貫して有機的な意図の下に配置されたものとは必ずしも言い得ないようであるが、然し、全体としてみると、最初に涌出品の文等を出されてある点と、終りの方に文句九の「菩薩有三種」等の文を引いておられる点に注意しなければならないと考えられる。何故ならば、此等の短い引用文からも宗祖が、本化の菩薩に注意を向けつつ、迹仏本仏の関係を考察されておられる事が推量されるからである。もしそうでなければ、最初に、涌出品の略開近顕遠の文をあげ、迹仏のテーマの下に出された要文類の中に、三種菩薩の文を出される理由が無いとみられるのではなかろうか。のみならず、一番最初にあげた小乗の図解に於て、本門八品のみを小乗から除外されておられるのは、本化の菩薩出現（就中、上行付嘱）に重点をおいておられる証拠であろう。此の事は本「要文」に於ける主たる特色の一であろうと思われ、後に「要文」の系

年を考察する時に再考する事とするが、かく考え来れば、此の述仏の要文類は、同時に小乗の要文類でもあると言い得よう。

四、「要文」の系年

前節に於て「要文」の内容にふれ、注意すべき点を指摘した事と関連して、次にはその御撰述年代についての愚見を述べて御批判を乞いたいと思う。

無論、「要文」の御撰述年時については、御真蹟に明記されてない為に推定の域を出ないのではあるが、先師の説としては二説があげられる。即ち立正安国会刊の日蓮大聖人御真蹟対照録では文永六年説を採り、[24] 日蓮宗年表・昭和定本日蓮聖人遺文・法華宗年表はいずれも文永七年説である。後者の中、定遺・法華宗年表共に日蓮宗年表に拠る所であるから、[25] 結局は、対照録と日蓮宗年表の両説が問題であるが、両者共にその根拠はあげていない。従ってこれは単なる推量であるが、恐らくは御筆蹟からの判断であろうか。而も対照録は日蓮宗年表の説を参照しつつ、更にその一年前に措定したものと考えてよいであろうから、[26] 先師の御説では、それより後のものと考える事は無理なように思われる。然し、これに対して全く疑問が無いであろうか。

前節で内容について少しく考えて来た事を大過なしとさせていただくならば、少くとも内容上からは、此の文永六年もしくは七年説に疑問を持たざるを得ないのではなかろうか。但し、前掲の両説を決定するに当って、先師に内容上から考察する用意が無かったと言うのでは毛頭なく、両説の根拠が示されてない為に、私としては疑問を抱かざるを得ないという事である。

そこで「要文」について、系年推定上の問題点を整理してみるに、左の如くとなる。

第一に、本抄はその名の如く、図解と要文の抜書であり、独立の御著述とはみられず、宗祖の勉学上のメモか、或は何かの御著述の為の覚え書とみられるが、此の点で、全体的に内容の同致性を確認できる御書は、管見の及ぶ限りでは存在しないと思われる。

第二に、前述した如く、「要文」の内容上について、特異な一点として挙げた所の本門八品を以て大乗とする説は、それを本門八品正意説とみるか否かは別として、本門八品の語の出る唯一の確実な御書としての本尊抄との関係に於てのみ共通点を持っている。

第三に、これも前述の如く、「要文」御著述の背景として、地涌の菩薩への注目がある事で、特に本門八品に注目される場合には、誰しも認むるが如くに、本化地涌の出現（殊には上行要付）の重視に存する事は明白であるから、(27) 御書全体として、地涌の菩薩への注目を年次を逐って考察する場合、文永六・七年では首肯しかねる。

大略、以上の三点にあるが、第三点については、更に詳説する事を要する故に、これについて諸御抄を逐次通観するならば、次の表の如くなる。

（年号）	（西暦）	（御書名）	（地涌の注目）	（真蹟存否）
正元元年	一二五九	守護国家論	涌出来集ノ意趣云云	曾存
〃	〃	十法界事	地涌千界ノ衆	なし
文応元年	一二六〇	唱法華題目抄	地涌の名なし、嘱累付嘱	なし
〃	〃	立正安国論	地涌の名なし	存
〃	〃	今此三界合文	地涌ノ菩薩	なし
弘長元年	一二六一	椎地四郎殿御書	上行等ノ四菩薩	なし
弘長二年	一二六二	教機時国鈔	地涌の名なし	なし
〃	〃	上行菩薩結要付嘱口伝	上行、結要付嘱	なし

弘長三年	一二六三	持妙法華問答抄	上行涌出	なし
文永元年	一二六四	法華真言勝劣事	地涌の涌出	なし
〃	〃	木絵二像開眼之事	地涌の名なし	存
〃	二年	一二六五	聖愚問答抄	地涌付嘱	なし
〃	三年	一二六六	法華題目抄	地涌の名なし	存
〃	四年	一二六七	星名五郎太郎殿御返事	上行等の菩薩	なし
〃	六年	一二六九	法門可被申様之事	地涌の名なし	存
〃	七年	一二七〇	真間釈迦仏御供養逐状	〃	存
〃	八年	一二七一	十章抄	地涌の名なし	存
〃	〃	〃	此経難持十三箇秘訣	上行	なし
〃	〃	〃	寺泊御書	八十万億那由他の諸の菩薩の代官	存
〃	〃	〃	富木入道殿御返事	一大事の秘法、上行	なし
〃	九年	一二七二	生死一大事血脈抄	上行付嘱	なし
〃	〃	〃	開目抄	上行、法華経の行者	曾存
〃	〃	〃	四条金吾殿御返事	上行付嘱	なし
〃	〃	〃	真言諸宗違目	地涌千界の大菩薩	存
〃	〃	〃	日妙聖人御書	上行無辺行等	なし
〃	〃	〃	真言見聞	記の八（召於下方三五）を引く	なし
〃	〃	〃	下方佗方旧住菩薩事	地涌菩薩への注目、付嘱	存
〃	〃	〃	祈禱抄	地涌千界の菩薩	曾存
〃	一〇年	一二七三	法華宗内証仏法血脈	上行付嘱	なし
〃	〃	〃	妙法曼荼羅供養事	〃	なし
〃	〃	〃	観心本尊抄	本門八品・上行付嘱	存

以上、些か繁に過ぎるが、本尊抄に至る迄の、地涌の菩薩に注目された御書及び其の他の重要御書を縮遺によって列挙してみたが、[28] 無論右の御書の中には真偽の論や、系年についての異論も存するものが、かなり多数あり、右の表の通りに解する訳にはゆかない。故に、御真書の存在の確実なもの、又、宗祖御書として異論なきものを中心として大筋を考える以外にはなく、そうしてみると、守護国家論が恐らく地涌注目の初出とみられるものの、多宝仏・十方分身諸仏と共に令法久住の証としてあげられたのみにて、未だ特別の意義は示されておられないとみるべく、漸く文永八年の富木入道殿御返事に於て、「一大事の秘法を此国に初て弘レ之。日蓮豈非ニ其人一。」[29] とあり、その前相が既に正嘉の大地震として現れており、それは経文（神力品）に証拠のある事で、時の然らしむる所以である事を述べられた後に、「経云有四導師一名上行云云。」と云われているのに注目される。これは、寺泊御書の「日蓮八十萬億那由佗諸菩薩為ニ代官一申レ之。」[30] に相応じているものと拝される。これ以後は、翌文永九年の開目抄に於て、明確に宗祖が法華経の行者であり、末法の主師親であると示されて、上行の応化としての日蓮聖人が強調されてくるのである事は論を俟たない。そしてこれが、宗祖の佐渡配流を機縁として顕発されたものである事も既に先師の御研究で明らかな事である。その上行付嘱を示されたは、法華宗内証仏法血脈抄[31] からとみるべく、即ち開目抄にすら未だ上行付嘱は顕説されていない点を考慮すれば、少くともこれは文永九年の開目抄御撰述以後としなくてはならぬと考えられる。[32]

以上の論にして、若し大過なければ、上行付嘱について述べられた御書は、少くとも開目抄以前ではないとしなくてはならず、従ってまず「要文」御撰述を文永六・七年とする事は、地涌の菩薩の注目の推移を通観する時、どうしても賛同し難いのではないであろうか。

もう一つ考慮しなくてはならないのは、開目抄迄は、方便・寿量、就中寿量品正意[33] であり、本尊抄以後に、変化がみられ、所謂、起顕竟の十二品を重視する観方などが注意されてくることで、これについては次節でふれる事とする

が、本尊抄の一往・再往、又法華取要抄の順読・逆読の解釈なども注目される所である。但し、寿量品正意の御文も依然としてあり、これらの解釈については、種々に会通される所である。然し、それらは措いて、特に本尊抄に本門八品の語がみられて以後、御経文の上で、それまでの寿量品正意という一貫した観方に変化がみられる事は、重要であると思われる。この点からみても、「要文」を文永六・七年とする事は、それが単なるメモとしても首肯し難いのではあるまいか。

更にその本門八品を重視された点を考慮すれば、或は本尊抄御述作の為の覚え書としてみられる可能性もあるかと思われるが、それについての確証は無いので、従って私としては、やはり開目抄以後本尊抄の前迄の時期に措定したいと考えるものである。

以上が「要文」御撰述の時期についての愚見であるが、宗祖の御筆跡についての専門の諸師が、こうした内容上の問題点をも考慮して再考せられる事を提言したいと思うのである。(24)

五、本尊抄と「要文」

扨て、最後に残された問題は、本尊抄と要文との内容上の関係と、それに関連しての「要文」の価値如何という事であり、前述した所と重複する点もあるが、此処で愚見を纏めておきたい。

まず最初の小乗の図解は、宗祖の諸経に対する独自の価値判断を示されたものとして特筆すべきであるが、その表し方としては、本尊抄の法界三段の正宗分と同じであり、而して選び出されたものが、本門八品である点に相異があり、この本門八品大乗説が他の御書に比しても特異なものである事は言う迄も無い。故に此の本門八品重視という点でのみ、本尊抄と共通性を持つのであるが、それが直ちに両書の直接の関係を示すかどうかについては、判断の資

料が乏しい為に、何とも言えないと結論せざるを得ない。

中間の要文類は、多くが開目抄に引用されている事が注意せられるが、これは、開目抄が相対判を主として、教主の始成・久成を中心に論じておられる点からして首肯される事であり、これのみを以て特に開目抄との関係を考える事はできない。また最後の迹仏の因果の図解は、本尊抄の、日隆聖人が「別して釈尊の爾前迹本の自行の因果、化他の能所の徳行を出す」と指南された箇所に[35]同様の意味の御文を見出す事が出来る。故に、特定の御書だけとの対応関係を示す事はできないと言わねばならないのである。

此処に至って、論点は殆んど本門八品に関する事となるが、注意すべきは、本門八品を小乗より除外されたその根拠であり、いはば仏身観と不可分の観点である。而もそれが、所化との関係を重視しておられる所に重点があるので、即ち本化の菩薩御出現の会場こそ真の大乗と云うことではなかろうか。而も云う所の本仏とは、本尊抄の御文の如く、種熟脱を論じ、化道の始終の示された仏でなくてはならないとすれば、小乗の図解に示された本門八品は、今日の法華経上の八品に非ずして本地を暗示していると云うべきであろう。即ち、此の見方に立てば、「要文」の本門八品大乗説は、日隆聖人によって示された如く、本尊抄を本門八品正意と拝する時に両書の意味が合致すると云うべく、端的に申せば、観心本尊抄の解釈に於て、これを本門八品正意と拝する以外には、此の「要文」の小乗の図解の意味を解明する事は出来ないであろうという事である。

一体、本尊抄の御真意をどう拝するかは、各門流の先師並びに近代の学匠によって諸説紛紛として未だに帰趨する所を知らない状態であるが、日隆聖人によれば、これを本門八品上行所伝の題目を信行する所にありとせられた訳で、これに対する種々の論難の存する事も周知の事がらであるが、此の「要文」の本門八品大乗説を解釈するについては、寿量正意、或はその文底正意を採る立場からはどう会通せられるのであろうか。寡聞にして未だその説を聞か

ないが、恐らく無理な論理の展開となるであろう事は想像するに難くない。何故ならば、日隆聖人の御指南の通りに本尊抄を拝する立場からは、全く自然にその意味を解せられるからである。のみならず、この本門八品以外を小乗とする図解から考えられる事は、本門八品全体が、価値的に他経・他品と区別せられる事であり、本門八品を単なる付嘱の儀式の場とする如き見解とは相容れないのではなかろうか。

ところで、顧みて日隆聖人の本門八品上行所伝の宗旨は、本尊抄に拠っている訳であるが、聖人によれば、その意は他の御書にもあるとせられるのである。即ち本門弘経抄[37]によれば、法華取要抄・大田抄（曾谷入道殿許御書）・四信五品抄・呵責謗法滅罪抄・新尼御前御返事・法華宗内証仏法血脈等が特に本門八品の意として列挙せられている。その中でも大田抄[38]は特に重視せられ、又新尼抄の本尊の起顕極[39]もよく例証として出されているように拝される。然し、此等の御書も、端的に「本門八品」の語は示されておらず、本尊抄を能照・能開として始めて明確にその意を拝せられるものである。

尤も隆師御依用の御書の外に、日女御前御返事（本門八品の語あり）・御義口伝（上行付嘱の起顕竟がみえる）等もこれに類するが、此等は偽撰の疑いを持たれており、今日として無条件に依用する事はできない。又、私見にふれた所では、兵衛志殿御返事（御真蹟現存）には「宝塔品より嘱累品にいたるまでの十二品は殊に重が中の重きなり」[40]なる御文があり、これは新尼抄に準ずべきものと考えられるが、これとても直接本門八品正意とはなり難い。

以上からすれば、当「要文」は、日隆聖人の本尊抄解釈の有力なる傍証と考えられ、而も「要文」を、恐らく日隆聖人が御覧になっておられないと推測せられる所から、その存在は誠に興味深いものがあると思われるのである。

右の本門八品関係の御書類を、便宜上一覧表とすれば左の如くである。

（年号）	（西暦）	（聖寿）	（隆尊による本門八品の証文）	（隆尊の引用なき御書）	（真蹟存否）
文永九年？（一〇年？）	一二七二	51		小乗小仏要文	存
文永一〇年	一二七三	52	法華宗内証仏法血脈		なし
〃 〃	〃	〃	観心本尊抄		存
〃 〃	〃	〃	呵責謗法滅罪抄		なし
〃 一一年	一二七四	53	法華取要抄		存
〃 一二年	一二七五	54	新尼御前御返事		曾存
〃 〃	〃	〃	曾谷入道殿許御書		存
建治三年	一二七七	56	四信五品抄		存
〃 〃	〃	〃		日女御前御返事	なし
〃（或は元年）	〃	〃		兵衛志殿御返事	存
弘安元年	一二七八	57		御義口伝	なし

以上によって、「要文」の価値も明らかとなったと信ずるものであるが、因みに右の表で見る如く、宗祖の御経文に対する重点が、寿量品正意から変化しているのが、やはり佐渡御配流（殊に開目抄御撰述）以後である事は注意されてよい事と考えられる。

六、結　語

以上の拙論の趣旨を要約するならば、第一に当要文は宗祖御真蹟として注目すべき御書であるにも関らず、従来殆んど省みられる事のなかったこと、第二に、その系年説について従来の説には疑問があり、恐らく開目抄と本尊抄の

間に措定すべきものと考えられるが、御筆蹟の方からの再検が待たれる事、第三に、当「要文」は、本尊抄を日隆聖人の御指南の如く拝する時に真の意味が理解され、逆に「要文」は本尊抄の本門八品正意是非の議論の一資料となること、[41] 第四に、右と関連するが、「要文」は日隆聖人も恐らく御覧になっておられないものであるにも関らず、日隆聖人の教学と合致し、その正当性を傍証するものであるが、これに関して当「要文」に対する諸家の解釈が注目されること、の四点となろう。

無論、「要文」は独立した御書でなく、又短いものである為に、余りに重要視したり、恣意な解釈をする事は避けねばならないが、本論の最初に提起した如く、此のような御書を特別に研究する事も今日の日蓮聖人研究の為には必要であると思われる故に、敢て愚考を記させていただいた次第で、まだ論ずべき点も多く且亦論理・証拠の不備な点も多いと思うが、更に勉強させていただきたく、ついては拙論に対して大方の御指導・御批判を賜らばと念ずる次第である。

註 (1) 管見によれば、高木豊師「日蓮とその門弟」所収の諸論文では断簡にもよく注意せられている。

(2) 此の点については、昭和四六年度の法華宗教学研究所総会における研究発表会で、「日隆聖人御聖教所引御書私考」と題する愚考を披陳した。即ち本門弘経抄等の十三種の所謂「御聖教」と、隆尊御所見とみられる御書写本にみる限り、確認できる御書は現在の所、一一三書である。これについては他日、機会を得て発表したい。

(3) 山中喜八師編・片岡伊三郎師発行で、立正安国会を発行所とする。此の御真蹟集の附録である御本尊集目録は昭和二七年四月二八日発行、御真蹟集目録は昭和三二年二月五日発行である。立正安国会刊の御真蹟対照録凡例によると、大正一二年発願、昭和三年二月写真拝写開始、同三二年四月印刷・装幀完成との事である。即ち刊行は昭和二七年〜三二年の間である。

(4) 御本書末尾には他筆にて「孔雀経疏云」等と若干の添書が存する。

(5) 昭和定本日蓮聖人遺文（以下『定遺』と略称）第三巻二七二九頁。日蓮宗宗学全書（以下『宗全』と略称）上聖部一八三頁以下。

(6) 定遺第三巻二七三六頁。宗全上聖部四一一頁。
(7) 昭和新修日蓮聖人遺文第三巻三八八頁
(8) 鈴木一成師「日蓮聖人遺文の文献学的研究」一五頁以下。
(9) 定遺第三巻二七六九頁所載。但し之は昭和一六年四月に立正大学論叢創刊号に載せたものの補訂本との事で、初稿分は遺憾乍ら未見である。猶、本目録の系年を昭和十六年としたのは、鈴木師前掲書「日蓮聖人遺文関係参考書目三頁」による。
(10) 前記（註(2)）一一三書中には含まれず、他にも隆尊が御覧になられた形跡は無いようである。
(11) 鈴木師前掲書六三〜七頁
(12) 縮冊遺文（以下、縮遺と略称）続一一四頁以下。この続集に於て初めて公刊された御書の多い事も注意せられる。
(13) 定遺第三巻二三一九頁以下
(14) 定遺・縮遺共に「大日経」として「等」を欠落す。御真蹟にて補訂す。
(15) 縮遺九四一頁
(16) 縮遺九四二頁
(17) 日隆聖人は「口伝に云く、権実は母を論じ熟脱を論じ、本迹は父を論じ種子を論ず云云」（玄義教相見聞桂林学叢第六号別冊九頁）と云われている。父とは教主釈尊智仏、母とは実相法身境仏のことで、本迹は教主の久近を中心に論ずるのが正意とせられる。
(18) 定遺・縮遺共に「三千塵点劫菩薩」を欠落している。御真蹟により補訂す。
(19) 御真蹟・定遺・縮遺共に「十一品」とあり。恐くは「十二品」とすべきか。
(20) 縮遺一八六三頁。此の御書は現在御真蹟は無いが、宗祖御書として不都合無しと考えられる。
(21) 縮遺九三三〜四頁
(22) 定遺第四巻二八八頁
(23) 定遺・縮遺では不明ながら、御真蹟では、「迹仏」についての要文は、華厳経（華厳経〻寂滅云云は、華厳経〻云〻寂滅云云が正しい。）乃至法華経方便品の八経の文に限定されると考えられる。此等の諸文のみ、「迹仏」の語の下に一段と低い箇所に書かれているからである。他の文は、これに関係した御文であることは無論である。また、当面の要文類に於ても、定遺・縮遺は遺憾ながら誤字・脱字がある。即ち経文中の「道場」の語を多く「是也」としてあるのは甚しきものであるが、従前、殆んど注

意せられなかった御書の判読のこととて、致し方の無い事であろう。その他一、二の点で再考を要する箇所も存するようである。

(24) 上巻二五二頁脚注

(25) 定遺第三巻二三一九頁脚注及び編者の方の御回答による。

(26) 前記「要文の書誌」中の略年表参照。

(27) 本門八品を単なる付嘱の儀式、或は本化出現の会座とみる場合でも、本門八品と本化地涌の菩薩との関係については、異論なき所である。また本門八品正意という事を分解すれば、上行要付・滅後為正・流通為正・下種為正等と種々な意味を持つが、その根本は上行要付にある事は言う迄も無いと思われる。

(28) 縮遺における系年については、定遺に於て訂正されている場合もあり、必ずしも拠る事は出来ないが、今の場合の大勢に影響は無いと思われる。

(29) 縮遺七〇二頁。此の御書については、宗祖御真撰たる事に異論はないと思われる。

(30) 縮遺七〇〇頁。これ以前の御真蹟の存在の確実な御書としては、守護国家論に「地涌」の名が見えるだけである。それ以外の御書では、真偽論の存するものは別として、「地涌」とある場合には大概、経文上の事を指している様に拝せられ、富木書以後の「上行」が、末法出現に意義をおくのと対照的であるようである。猶、佐前の御書に上行とある場合は、系年に問題があるか、真偽論の存するものの様である。此等は更に検討を要するが、大筋として、以上の如く考えて差しつかえないものと思われる。

(31) 此の御書については、真偽論も存するが、次の本尊抄を考え併せると、大筋として、上行付嘱顕説は大体文永十年以降という事は動かないと考えられる。

(32) かくすれば、下方佗方旧住菩薩事の系年も微妙な問題となるが、これも要文集であり、御筆蹟の事もある（御真蹟に記年はない）ので、後考に俟ちたい。また開目抄以前に上行付嘱の説かれてある御書については、少くとも一考を要するのではなかろうか。又、「要文」に上行の名の見えないのは、本書が小乗・小仏に関する要文集と図解であり、「本門八品」を重要視されている事、文句九の菩薩有三種の文への注目があることからして、必ずしも本書に上行要付の意なしとする理由にならないと考えられる。

(33) 守護国家論・月水御書・薬王品得意抄・法華題目抄・真間釈迦仏御供養逐状等。

(34) 山中喜八師編御真蹟集によって、御真蹟を拝するに、図解は達筆の草書であるが、要文類などは、本尊抄の御筆致と年代的な隔りがあるとは思えない。然し私は此の点に関しては全くの素人であるので、斯道の権威の再検を望む次第である。

(35) 主要御書乾一〇〇頁。縮遺九三三頁「又以ニ迹門爾前之意一論レ之」より九三四頁「雖レ為ニ仏説一不レ可レ信レ之。」まで。尚、注(21)参照。

(36) 富木入道殿御返事（禀権出界抄）は、寿量品正意とみられる御書であるが、「日蓮が法門は第三の法門也」（縮遺一六四八）等の御文はこの点で注意しなければならない。

(37) 日隆聖人全集（以下、隆全と略称）第一巻四二四頁、第九巻五七六頁以下、第一〇巻五四七頁以下等。

(38) 諸御抄立所（法華宗名目見聞他三書九六頁）には、特に「本門八品」と注記せられている。また隆全第一〇巻四八三頁参照。

(39) 譬えば隆全第一巻一一八頁等。

(40) 縮遺一三二八頁

(41) 本尊抄を本門八品正意と採らぬ場合の理由の一に、他の御書に本門八品の語が見えない上に、本尊抄に於ても「寿量品肝要名躰宗用教南無妙法蓮華経」（縮遺九四四）等とある事があげられようが、「要文」を考察すれば本尊抄以外に明らに本門八品を重視する御書が少くとも一つは存在することが確認できると思われる。因みに、日隆聖人の教学に於ては、本門八品と寿量品との関係は既に解決済みである。

（昭和四七年一〇月三〇日）